

# がん検診の精度管理とがん部会について

令和5年8月9日

保健医療局

保健政策部 健康推進課



# 1 がん対策制度の変遷

# わが国のがん対策について

## H19 がん対策基本法施行

がん対策推進基本計画(第10条)→第1期(~H24)の計画を策定、  
都道府県がん対策推進計画(第12条)、がん予防の推進(第13条)、がん検診の質の向上(第14条)

## H20 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」

(厚生労働省「がん検診事業の評価に関する委員会」)

- 事業評価のためのチェックリスト/プロセス指標
- 都道府県/市町村/検診機関の役割

検診の精度管理水準を測る指標

→ **東京都がん対策推進計画 (~H24)**

## H24 第2期がん対策推進基本計画(~H29)

<取り組むべき施策>

- ・都道府県は生活習慣病検診等管理指導協議会の活性を図り、検診の実施方法や精度管理の向上に取り組む
- ・職域/人間ドック/医療現場で行われる検診等も含めた、正確な実態把握(受診率だけでなく、検診項目なども)
- ・職域がん検診でも科学的根拠のある検診の実施

→ **東京都がん対策推進計画 第一次改定(~H29)**

## H28 がん対策基本法改正

がんの原因となる感染症並びに性別、年齢など予防に関する啓発等(第13条)、  
がん早期発見の推進(第14条)

# わが国のがん対策について

H29

## 第3期がん対策推進基本計画(～R4)

○全体目標:「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

- 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 など

○個別目標

・男女とも対策型検診で行われているすべてのがん種において、がん検診の受診率の目標値を50%とする。

・国は、精密検査受診率の目標値を90%とする。 など

H30

→ 東京都がん対策推進計画 第二次改定(～R5)

R4.6

## 第3期がん対策推進基本計画中間評価

○「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」分野

(2)がんの早期発見、がん検診

・がん検診受診率目標値未達、

・指針に基づくがん検診の実施やチェックリストの実施について、市区町村への働きかけのより一層の推進が必要、等

R5.6

## 「がん検診事業の在り方について」

(厚生労働省「がん検診のあり方に関する検討会」)

○「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」の見直し

→ 目指すべき感度・特異度に基づいたプロセス指標基準値の設定

# (国)第4期がん対策推進基本計画

○位置づけ:がん対策基本法(第10条)に基づいて策定された国のがん対策の推進についての基本計画

○計画期間:令和5(2023)年度から令和10(2028)年度

## 第1. 全体目標と分野別目標 / 第2. 分野別施策と個別目標

全体目標:「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」

### 「がん予防」分野の分野別目標

がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す

#### 1. がん予防

- がんの1次予防
  - 生活習慣について
  - 感染症対策について
- がんの2次予防(がん検診)
  - 受診率向上対策について
  - がん検診の精度管理等について
  - 科学的根拠に基づくがん検診の実施について

### 「がん医療」分野の分野別目標

適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

#### 2. がん医療

- がん医療提供体制等
  - 医療提供体制の均てん化・集約化について
  - がんゲノム医療について
  - 手術療法・放射線療法・薬物療法について
  - チーム医療の推進について
  - がんのリハビリテーションについて
  - 支持療法の推進について
  - がんと診断された時からの緩和ケアの推進について
  - 妊孕性温存療法について
- 希少がん及び難治性がん対策
- 小児がん及びAYA世代のがん対策
- 高齢者のがん対策
- 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装

### 「がんとの共生」分野の分野別目標

がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

#### 3. がんとの共生

- 相談支援及び情報提供
  - 相談支援について
  - 情報提供について
- 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援
- がん患者等の社会的な問題への対策(サバイバーシップ支援)
  - 就労支援について
  - アピアランスケアについて
  - がん診断後の自殺対策について
  - その他の社会的な問題について
- ライフステージに応じた療養環境への支援
  - 小児・AYA世代について
  - 高齢者について

#### 4. これらを支える基盤

- 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進
- 人材育成の強化
- がん教育及びがんに関する知識の普及啓発
- がん登録の利活用の推進
- 患者・市民参画の推進
- デジタル化の推進

## 第3. がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 関係者等の連携協力の更なる強化
- 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策
- 都道府県による計画の策定
- 国民の努力
- 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 目標の達成状況の把握
- 基本計画の見直し

# 東京都がん対策推進計画（第二次改定）

- 位置づけ：がん対策基本法第12条に定める「都道府県がん対策推進計画」
- 計画期間：平成30（2018）年度～令和5（2023）年度（第二次改定）

全体目標		『がん患者を含めた都民が、がんを知り、がんの克服を目指す。』		指標	現行値	目標値	
科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ～がんを知り、がんを予防する～		患者本位のがん医療の実現 ～患者本人の意向を尊重し、 トータルケアの視点を持ったがん医療の推進～		尊厳を持って安心して暮らせる地域共生社会の構築 ～がんになっても 自分らしく生きることのできる社会を実現する～		がんの75歳未満 年齢調整死亡率	75.5 減らす (67.9未満)
				日常生活をがんに 罹る前と同じよう に過ごすことができ ていると回答した 患者の割合	66.9%	増やす	
分野別施策		主な取組の方向性		<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; color: white; text-align: center; font-weight: bold;">がん検診の該当分野</div>			
<b>I がんの一次予防</b> がんのリスクの減少（がんの一次予防）に 向けた取組の推進	1 生活習慣及び生活環境に関する取組	○ 喫煙率の減少に向けた啓発や環境整備の推進、受動喫煙防止対策の推進 ○ 科学的根拠に基づくがんのリスクを下げるための生活習慣に関する普及啓発、生活習慣を改善しやすい環境づくりの推進					
<b>II がんの二次予防</b> がんの早期発見（がんの二次予防）に向けた 取組の推進	1 がん検診の受診率向上に関する取組	○ 肝炎ウイルスに関する普及啓発と検診体制の整備、HIV-1に関する検診の普及実施、 HPVやヘリコバクター・ピロリに起因するがん予防					
<b>III がん医療提供体制</b> 患者及び家族が安心できるがん医療提供体制 の推進	2 科学的根拠に基づくがん検診の実施及び 質の向上に関する取組	○ 受診率向上に向けた関係機関の連携の推進、検診受診に関する普及啓発の推進 ○ 科学的根拠に基づく検診の実施及び職場におけるがん検診の適切な実施に向けた支援の推進					
<b>IV 緩和ケアの提供</b> がんと診断された時からの切れ目のない 緩和ケアの提供	1 都内のがん医療提供体制の充実	○ 拠点病院等における医療提供体制の充実（トータルケアの提供を目指したチーム医療の推進等） ○ 在宅におけるがん医療の推進（拠点病院と地域の医療機関との連携等） ○ 医療・療養に関する情報提供の充実					
<b>V 相談支援・情報提供</b> がんに関する相談支援・情報提供の充実	2 その他の医療提供の推進	○ がんのリハビリテーションの推進 ○ がんゲノム医療の推進、科学的根拠を有する免疫療法の普及啓発・支持療法の推進の検討					
<b>VI ライフステージ に応じた がん対策</b>	1 都内の緩和ケアの提供体制の充実	○ 拠点病院等における緩和ケアの充実 （診療時からの緩和ケアの充実、基本的な緩和ケアから専門的な緩和ケアへ進やがつつなぐ体制の整備等） ○ 緩和ケア病棟のあり方の検討 ○ 拠点病院等と地域の医療機関との連携体制の確保、在宅緩和ケアの推進					
小児がん・AYA世代 のがん患者	2 緩和ケア研修会の充実・強化	○ がん診療に携わる医師及び医師以外の医療従事者の基本的緩和ケアに関する知識の習得					
	3 緩和ケアに関する普及啓発の推進	○ 都民や患者・家族への緩和ケアに関する正しい知識の普及啓発等					
働きながら治療を 受けるがん患者	1 各相談支援窓口の充実	○ がん相談支援センターの認知度向上と多様なニーズに対応可能な体制や取組の充実 ○ 患者団体・患者支援団体、ピアサポート、患者サロン等の充実・情報発信等 ○ 各相談支援窓口の連携と情報共有					
	2 就労継続への支援等	○ 働きながら治療が可能な医療提供体制の整備、都民や企業等の理解促進等					
高齢のがん患者	3 就労以外の社会的な問題への対応	○ 治療による外見の変化や後遺症などへの適切な相談支援や必要な取組の検討等					
	4 情報提供の充実	○ 東京がんポータルサイトの内容充実と認知度向上等					
1 医療及び緩和ケアの提供体制の推進	1 医療提供体制の強化・構築	○ 小児がん医療提供体制の充実・強化等 ○ AYA世代のがん患者に対する医療提供体制の構築に向けた調査・検討等					
	2 相談支援の充実	○ 小児がん患者に対する相談支援の充実と質の向上、相談窓口の周知等 ○ AYA世代のがん患者に対する相談支援の充実に向けた調査・検討等 ○ 生種機能の確保に関する情報提供、病院内教育体制の充実等					
2 相談支援の充実	1 就労継続・就職への支援等	○ 働きながら治療が可能な医療提供体制の整備、都民や企業等の理解促進等					
	1 医療及び緩和ケアの提供体制の推進	○ 在宅医療との連携促進、認知症等を発症したがん患者の意思決定支援					
	2 相談支援の充実	○ 相談支援窓口の連携体制の構築と情報提供					

## Ⅶ 施策を変える基盤づくり

- |  |                              |   |
|--|------------------------------|---|
| 1 がん登録の推進<br>○ 全国がん登録の質の向上と普及啓発の実施<br>○ 拠点がん登録の質の維持向上と分かりやすい情報提供 | 2 がんに関する研究の推進<br>○ がん研究の普及推進 | 3 がんに対する正しい理解の促進<br>○ 学校におけるがん教育の推進<br>○ あらゆる世代に対するがんの理解促進及び啓発の推進 |
|--|------------------------------|---|

Ⅰ～Ⅵ及びⅦの取組に  
より実現を目指す。

# 東京都がん対策推進計画（第二次改定）

## 分野別施策（抜粋）

### がんの早期発見（二次予防）に向けた取組の推進

- 1 がん検診の受診率向上に関する取組の推進
  - (1)受診率向上に向けた関係機関支援の推進
  - (2)がん検診に関する普及啓発の推進
- 2 科学的根拠に基づくがん検診の実施及び質の向上に関する取組の推進
  - (1)科学的根拠に基づくがん検診の実施
  - (2)職域におけるがん検診の適切な実施に向けた支援の推進

指標	目標値	現行値	出典
がん検診受診率	<b>5がん 50%</b>	胃がん:51.5% 肺がん:56.9% 大腸がん:59.0% 子宮頸がん:48.0% 乳がん:50.3% (令和2年度)	健康増進法に基づく がん検診の対象人口率等調査
がん検診精密検査受診率	<b>5がん 90%</b>	胃がん(X線):71.8% 肺がん:69.3% 大腸がん:57.5% 子宮頸がん:76.6% 乳がん:87.1% (令和2年度)	精度管理評価事業
全ての区市町村で科学的根拠に基づくがん検診の実施	<b>全区市町村</b>	完全遵守(※) 13自治体 (令和4年度)	精度管理評価事業

(※)「がん種」「検査方法」「検診対象者」「実施回数」全てについて国が示す「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付健発第0331058号厚生労働省健康局長通知別添（令和3年10月1日一部改正））どおりであること

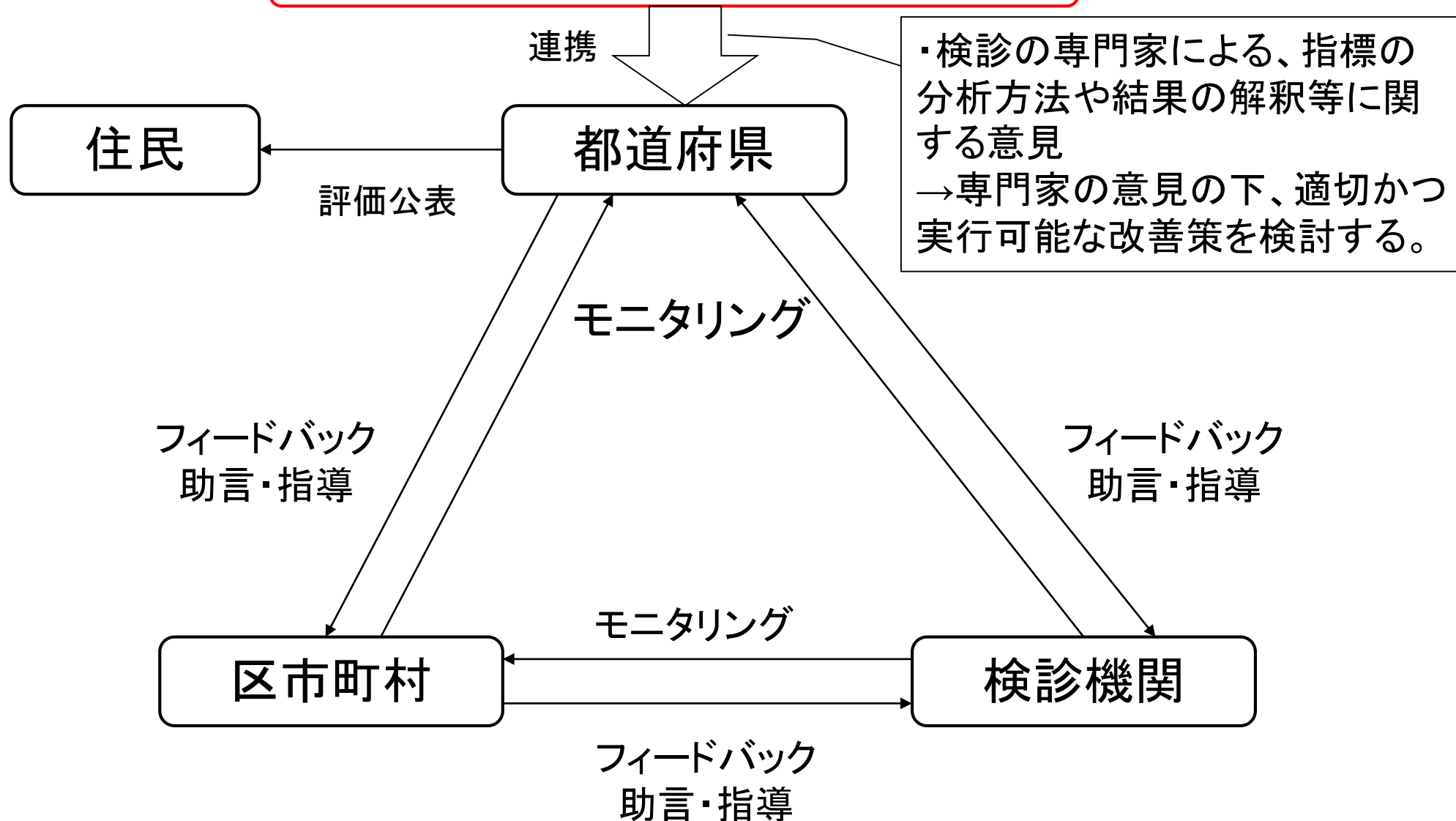


## 2 東京都生活習慣病検診管理指導協議会 がん部会について



# がん検診精度管理における各組織間の関係

生活習慣病検診等管理指導協議会(がん部会)



参考:「がん検診事業の在り方について」

# 東京都生活習慣病検診管理指導協議会 がん部会の実施根拠

## ●健康診査管理指導等事業実施のための指針

(平成20年3月31日付 健総発第0331012号 厚生労働省健康局総務課長通知)

## ●東京都 健康診査管理指導等事業実施要綱

(平10年6月1日付 10衛健成第23号)

(抜粋)

### 第1 事業の目的

区市町村、医療保険者等で実施される健康診査の実施状況や検診実施機関の精度管理の状況を把握・評価して専門的な見地から適切な指導を行うとともに、これら健康診査に従事している者の資質の向上を行うことにより、東京都における保健事業のより効果的、効率的な実施を図ることを目的とする。

### 第3 事業の内容

- 1 生活習慣病検診管理指導協議会
- 2 生活習慣病検診従事者講習会

### 第4 生活習慣病検診管理指導協議会の設置及び運営

協議会の設置・運営について必要な事項は別に定める。

# 東京都生活習慣病検診管理指導協議会 がん部会における検討事項

## ●東京都生活習慣病検診管理指導協議会設置要綱 (平成10年6月29日付 10衛健成第46号)

(抜粋)

### 第1条

区市町村及び検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理の在り方等について専門的見地から適切な指導を行うために、東京都生活習慣病検診管理指導協議会を設置・運営する。

### 第7条

#### 6 がん部会

区市町村において実施した各がん検診の受診率、要精検率、精検受診率及びがん発見率等を検討するとともに、その効果や効率を評価し、検診の精度管理を行う。

# 東京都生活習慣病検診管理指導協議会 がん部会 令和5年度年間予定

8月……第1回がん部会 開催

(精度管理評価事業の実施について)

9月以降……第1回がん部会 次第・資料・議事録の公表

2～3月…第2回がん部会 開催

(精度管理評価事業の結果について)

4月……精度管理評価事業結果の公表

5月以降……第2回がん部会 次第・資料・議事録の公表

# 3 東京都の状況について

# 1. 都内自治体の指針遵守状況(R4精度管理評価事業より)

区市町村別指針外検診の実施状況

R4年度



「完全遵守」:5がんについて指針通りに実施しており、前立腺がん等の指針外検診を実施していない

<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px solid black; background-color:white;"></span>	全がん完全遵守	13自治体
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px solid black; background-color:lightblue;"></span>	1種類が指針外検診	16自治体
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px solid black; background-color:mediumblue;"></span>	2~4種類が指針外検診	23自治体
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px solid black; background-color:darkblue;"></span>	≧5種類が指針外検診	10自治体

島しょ部

大島町	利島村	新島村
神津島村	三宅村	御蔵島村
八丈町	青ヶ島村	小笠原村

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全がん完全遵守	6自治体	9自治体	13自治体	13自治体
1種類が指針外検診	16自治体	15自治体	15自治体	16自治体
2~4種類が指針外検診	26自治体	26自治体	24自治体	23自治体
≧5種類が指針外検診	14自治体	12自治体	10自治体	10自治体

## 2 主なプロセス指標の状況(R4精度管理評価事業より)

- ・がん検診種別ごとに、国指針に示す検診方法に沿った実施分について集計
- ・精検受診率 + 精検未受診率 + 精検未把握率 = 100%
- ・受診率、精検受診率、精検未受診率、精検未把握率は、令和元年度(受診率のみ令和2年度)と比較して改善した値を黄色網掛けで記載

		胃がん検診		肺がん検診	大腸がん検診	子宮頸がん検診	乳がん検診
		エックス線	内視鏡				
受診率(※)	R3年度	11.4%		12.5%	22.2%	20.9%	20.9%
	R2年度	11.3%		11.7%	21.6%	20.3%	20.8%
	R1年度	10.2%		10.5%	20.9%	18.6%	20.6%
精検受診率	R2年度	71.8%	83.7%	69.3%	57.5%	76.6%	87.1%
	R1年度	71.2%	89.8%	63.2%	56.7%	70.1%	85.0%
	H30年度	76.0%	93.7%	66.7%	57.2%	72.4%	84.9%
精検未受診率	R2年度	7.1%	0.6%	4.9%	17.1%	4.0%	2.1%
	R1年度	6.3%	0.8%	3.6%	15.8%	4.1%	2.9%
	H30年度	4.4%	0.7%	2.9%	14.1%	3.7%	2.1%
精検未把握率	R2年度	21.1%	15.7%	25.8%	25.4%	19.4%	10.8%
	R1年度	22.4%	9.4%	33.3%	27.5%	25.7%	12.1%
	H30年度	19.6%	5.7%	30.4%	28.7%	23.9%	13.0%

※令和2年度から受診率算出に使用する対象人口率（5年に1度改定）を変更しているため、令和元年度以前と令和2年度以降とは一概に比較ができない。